

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」(第23回)・
ワーキンググループ(第28回)

1 日時 令和6年6月19日(水)13時00分～15時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、石井構成員、生貝構成員、越前構成員、江間構成員、奥村構成員、落合構成員、
クロサカ構成員、後藤構成員、曾我部構成員、田中構成員、増田構成員、水谷構成員、
山口構成員、山本(健)構成員

(2) オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セー
ファーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団
法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通
信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケー
ブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクト
チェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興
センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

(3) オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

(4) 総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、
上原情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

- (1) 具体的な方策等について
- (2) 意見交換
- (3) その他

【宍戸座長】 「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第23回会合・「ワーキンググループ」第28回会合の合同会合を開催いたします。

本日は、御多忙の中当会合に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項の説明をお願いします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は、公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。

次に、事務局よりWEB会議による開催上の注意事項について案内いたします。

本日の会議につきましては、構成員及び傍聴は、WEB会議システムにて実施させていただいております。

本日の会合の傍聴につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として資料23-1-1から参考資料23-2までの7点を用意しております。

方が一、お手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し付けください。また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、澁谷構成員、安野構成員、森構成員、山本龍彦構成員、脇浜構成員はご欠席予定と伺っております。事務局からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

本日の議事について、前回の会合にて「とりまとめ骨子（案）」を事務局にご説明いただき、構成員の皆様、そしてオブザーバの皆様から追加のご意見をいただいたところでございます。それらのご意見やこれまでのご発表等を踏まえて事務局に「とりまとめ（素案）」を作成して頂きました。具体的には、資料23-1-1でございますけれども、第1章から第5章まで一通りご説明お願いいたします。その後は、特に、構成員に皆様をお願いしたいことに応じて、①第1章から第3章、②第4章から第5章に分けた上で、それぞれ質疑応答、意見交換の時間と、オブザーバからのご発言をいただく時間を設けたいと思います。

次に、こうした「とりまとめ（素案）」の第1章から第5章までの議論の後、今度は、「とりまとめ（素案）」のうち、第6章「1. 対応の基本的な考え方」について、資料23-1-2によりご説明頂きます。その後、質疑応答、意見交換の時間を設けたいと思います。なお、

第6章の「2. 総合的な対策」につきましては、本日のご議論も踏まえつつ、次回以降の検討会でご議論頂く予定でございますので、本日は、それらをご議論頂くにあたっての「基本的な考え方」について集中的なご検討をいただきたいと思っております。

そして、「とりまとめ（素案）」について一通りご議論いただいた後、前回会合のとりまとめ骨子案に対しましてオブザーバの皆様には何かご意見等あればお聞かせくださいと私から前回は前々回もお願いしたところですが、それにお答えいただきまして、ご意見を頂戴しているところでございます。そこで本日は会合内でのご発言を希望されておられます二つの団体から直接ご意見をいただきたいと思っております。

最後になりますが、犯罪対策閣僚会議等におかれまして、国民を詐欺から守るための総合対策がとりまとまったと、報道等で私も承知しております。事務局においてこの総合対策についてご説明をいただき、質疑応答、意見交換の時間を設けるといって進めさせていただきたいとおもいます。本日も議事が盛りだくさんですので、円滑な進行にご協力をいただければと思います。

そこでまず、とりまとめ素案の第1章から第5章まででございます。資料23-1-1でございますけれども、事務局より15分でご説明をお願いいたします。

【内藤補佐】 ご説明いたします。資料23-1-1をご確認ください。とりまとめ素案、第1章から第6章につきまして、骨子をもとに作成させていただいております。とりまとめ素案には、第1章から第6章1. 対応の基本的な考え方までが含まれてございます。

まず目次をご覧ください。全体の構成として、第1章から第6章の構成となっております。「はじめに」の後に第1章、デジタル空間における情報流通を取り巻く環境の変化では、「1. デジタル空間を活用したサービス・技術の進展等の状況」としてございます。具体的には、「(1) 情報伝送プラットフォームサービス等の国民生活・社会経済活動等への浸透」、「(2) 情報伝送プラットフォームサービスの情報流通の『場』としての公益性の高まり」、「(3) 新たな技術やサービスの進展・普及に伴う変化」、これまでご議論いただいております、「(4) デジタル空間における情報流通の全体像（現状）」としてございます。次に「2. デジタル空間における情報流通を巡る新たなリスク・問題」、そして特にこれまでご議論いただいております「表層上の」リスク・問題、そして「構造的な」リスク・問題について整理をさせていただきます。具体的には(1)の「表層上の」リスク・問題になりますけれども、「① 偽・誤情報等の流通・拡散等の問題の顕在化・深刻化」、「② 信頼性の高い情報が相対的に減少することへの懸念」、「③ フィルターバブル等の現象による情報の偏りと社会的な分断」と

してございます。(2)の「構造的な」リスク・問題といたしましては、「①アテンション・エコノミーがもたらすリスク・問題」、「②新たな技術やサービスの進展・普及がもたらすリスク・問題」、そして「③人々の認知的特性がもたらすリスク・問題」、「④情報伝送プラットフォームの寡占化と情報の非対称性がもたらすリスク・問題」、そして「⑤その他のリスク・問題」としてございます。3.が「多くの人の中で正確な情報の適時な共有が求められる事態における偽・誤情報等の流通・拡散」としてございまして、基本的には令和6年能登半島地震における偽・誤情報等の流通・拡散を記載するとともに、大規模災害における偽・誤情報等の流通・拡散の特徴、そして多くの人の中で正確な情報の適時な共有が求められる事態における偽・誤情報等の流通・拡散の特徴、というように整理させていただいております。これらを踏まえまして、4.として「対応を検討すべき課題」というところで、これまでご議論いただいた課題の整理をしております。5.の「小括」で第1章をまとめてございます。

第2章が「様々なステークホルダーによる課題への対応状況」といったところで、主に国内状況の整理の章になってございますけれども、これまでご発表いただいた内容や、取組集にお寄せいただいた内容を第2章でまとめてございます。主に、「1.政府の対応状況」、そして「2.地方公共団体の対応状況」、「3.ファクトチェックを専門とする機関やファクトチェック関連団体の対応状況」、「4.情報発信に関わるステークホルダーの対応状況」、「5.情報伝送に関わるステークホルダーの対応状況」、「6.情報受信に関わるステークホルダーの対応状況」、そして「7.その他のステークホルダーの対応状況」、そしてこれまでの整理として、「8.小括」となっております。

第3章が諸外国における対応状況をまとめてございまして、これまでに発表いただいた内容をもとに、諸外国の動向を整理しております。1.米国、2.EU、そして3.英国、4.大洋州地域としてオーストラリアやニュージーランド、5.OECD、6.国連、7.東南アジア、そして8.その他と整理しております。第3章の「小括」を作成してございます。

そして第4章が第1章から第3章までのまとめ、そして第5章以降をつなぐ章の位置づけとなりまして、情報流通の健全性確保に向けた「対応の必要性」と「対応の方向性」を整理してございます。

第5章が情報流通の健全性確保に向けた基本的な考え方といたしまして、これまでご議論いただいております基本理念、そして各ステークホルダーに期待される役割・責務の整理をしてございます。

そして第6章が総合的な対策としておりまして、今回の素案には、対応の基本的な考え方第6章の1.までを整理してございまして、第6章の2.総合的な対策につきましては次回以降ご議論いただく予定となっております。

とりまとめ（素案）の構成は以上でございます。とりまとめ（素案）の内容につきましては、素案段階でございますので、本日は各章の小括に基づいてご説明を差し上げたいと思います。

まず第1章の小括、64ページをご覧ください。情報伝送プラットフォームサービスについては、国民生活や社会経済活動等に広く、かつ深く浸透するとともに、情報流通の「場」としての公益性が高まっているところ、生成AI等の新しい技術やサービスの進展・普及がその状況をさらに促進し、今後も情報伝送プラットフォームサービスが広く、かつ深く利用されることが見込まれているとしております。そしてこのような中、情報伝送プラットフォームサービスは、国民生活や社会経済活動等に正の影響をもたらしている一方、デジタル空間における情報流通の安全性、ひいては実空間に対する負の影響が顕在化・深刻化している。具体的には、なりすまし型「偽広告」を含む偽・誤情報等の流通・拡散といった「表層上の」リスク・問題、それら表層上のリスク・問題をもたらす、いわゆる「アテンション・エコノミー」や、人々の認知的特性等の「構造的な」リスク・問題、さらにそれらを「加速化」させる地政学上のリスク・問題が指摘されております。以上のリスク・問題を踏まえ、対応を検討すべき課題として、「デジタル空間における情報流通の健全性を巡る課題」及び「デジタル空間における情報流通とデジタル広告エコシステムの関係性を巡る課題」があると整理をしておりました。前者はデジタル空間における情報流通の過程である発信・伝送・受信の各過程における各ステークホルダーに関係する課題という観点から整理したものでございます。後者は前者のうち構造的な課題としての「アテンション・エコノミーが引き起こす課題への対応の在り方」、例えばエコーチェンバーやフィルターバブルを含む課題への対応のあり方について、デジタル広告とデジタル広告が付随するコンテンツ及びそれが掲載されるメディアが相互の信頼性に影響を与えることを通じ、デジタル空間における情報流通の健全性にどのような影響を及ぼしうるかを把握するため、デジタル空間に関する「お金の流れ」等のデジタル広告エコシステムに着目して整理したものとさせていただきます。特に災害時等、多くの人の中で正しい情報の適時な共有が求められる事態においては、個人や企業の生命・身体・財産への危害のみならず、我が国の国民生活や社会経済活動等に与える影響も大きくなりうることを懸念される。実際に、令和6年能登半島地震では、迅速な救命・

救助活動、円滑な復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報等の流通・拡散が確認されております。また新型コロナウイルス感染症等のパンデミック時や選挙期間中等における偽・誤情報等の流通・拡散の問題も国際的に確認されており、国内のみならず国際的にも社会全体への負の影響が深刻化する状況となっていると整理してございます。

続きまして、第2章の小括になりまして、162ページをご確認ください。デジタル空間における情報流通を巡る問題やリスクに対しては、デジタル空間における情報流通の健全性の確保に向けて、国内における様々なステークホルダーが自主的に様々な対応をしてきている状況にある。しかしながら、それらの対応は区々であり、ステークホルダー間におけるこれまでの連携・協力は、必ずしも十分とは言えない状況であるとしてございます。特にプラットフォーム事業者ヒアリングの結果を踏まえまして、情報伝送プラットフォーム事業者において、本検討会で行ったプラットフォーム事業者ヒアリングの総括の通り、偽・誤情報等への対応については、民産学官のステークホルダーとの連携・協力を通じた日本国内における取り組み状況としては、特に普及啓発、リテラシー向上、人材育成、ファクトチェックや研究開発の推進については、様々な取組が一定程度進められつつある一方、研究機関等へのデータ提供、サイバーセキュリティとの連携の推進、伝統メディアや行政機関・地方公共団体等の情報源による発信等については、偽・誤情報等への対応の観点から一定の取組はみられるものの、全体として十分ではなく、研究機関・サイバーセキュリティ関係機関・伝統メディア・行政機関や地方公共団体、消費者・利用者団体、事業者団体等との連携・協力を通じた一層の取り組みが今後必要な状況であるとしてございます。また、デジタル空間における情報流通の適正化や利用者の表現の自由の確保に向けた取組として、特に日本国内における取組状況については、全体として十分な回答が得られたとは言いがたく、特に国外事業者においては、日本国内の状況を踏まえた取組に関する明確な回答がなかったことに鑑みても、日本国内で公共的役割を果たす上で、透明性・アカウンタビリティの確保は総じて不十分な状況となっている。さらに取組状況についても、得られた回答を踏まえても、全体として十分とは言えず、事業者団体による行動規範の策定に関する議論が白紙となり中断されていることも鑑みると、事業者による自主的な取り組みも期待できない状況であり、新たに具体的な対応が必要になっている状況を迎えているとしてございます。以上を踏まえると、結果として、偽・誤情報等の流通・拡散をはじめとする問題は解消するに至っていないどころか、問題が顕在化・深刻化しており、さらに今後の新たな技術やサービスの進展・普及に伴って、ますます状況の悪化が見込まれるとしてございます。

次に第3章の小括でございます。216ページをご覧ください。第3章の小括として、デジタル空間における情報流通の健全性を巡るリスク・問題への対応は、情報伝送プラットフォーム事業者が諸外国等においても、同様なアーキテクチャ等によりグローバルにサービスを展開していること、諸外国においてもインターネット上のSNS等が浸透し、その重要性が向上していること、また生成AI等の新たな技術やサービスの普及・進展に伴う負の影響を同様に受けていること等から、我が国特有の問題ではなく、諸外国等が共通して抱えている課題としてございます。各国の法整備の状況は区々でありまして、例えば米国など伝統的に情報伝送プラットフォーム事業者に対して広範な免責が与えられている一方、情報伝送プラットフォーム事業者の取組への規制に関する議論が近年進みつつある国もあれば、豪州等の偽・誤情報対策強化に向けた改正法案が提案・検討されている国も存在します。また民間による自主的な取り組みが進んでいる国もあり、豪州やニュージーランドでは情報伝送プラットフォーム事業者が民間主導の行動規範に参画し、ステークホルダーによる連携・協力が進められてございます。そのような中で、EUは共同規制としてDSAにおいて行動規範の策定と参加を奨励しており、2022年版行動規範には、オンラインプラットフォーム事業者・団体、広告関連事業者・団体、ファクトチェック団体・関連サービス事業者、その他NGOを含めた市民・業界団体・関連事業者など43団体が署名・参加するなど、様々なステークホルダーが参画し、連携・協力してございます。加えて各国では、法制度以外の面でも多様な連携・協力関係が生まれております。例えば欧州では、様々なステークホルダーによる偽・誤情報への取り組みとして、ニュースメディア、オンラインプラットフォーム、エンドユーザーのみならず、広告主、ファクトチェッカー、学術研究者、市民団体といったステークホルダーも、それぞれファクトチェック、偽情報についても研究成果の共有、メディアの監視やメディアリテラシー教育等が行われてございます。また米国でも大学機関と伝統メディアが連携・協力する取組もございます。ASEAN諸国においては、ファクトチェックに関してマルチステークホルダーによる連携・協力のみならず、各国間でも連携が進むほか、リテラシー向上に関するキャンペーン等も実施されてございます。さらに国際連合においても、行動規範を作成する取組が進んでいたり、IGFではマルチステークホルダーによる取組が進められるなど、各国による連携・協力も進んでおります。以上のように、諸外国においてはすでにステークホルダーが連携・協力して、有効な対策の検討・実施が積み重ねられてきていることも踏まえれば、今後国内におけるステークホルダーの連携・協力を進め、デジタル空間における情報流通の健全性を巡る課題に対して、諸外国等と連携・協力して対処す

ることができなければ、情報流通の健全性を巡る状況が悪化することが見込まれるとの危機感を持って対処することが求められるとしてございます。

第4章に移りまして、対応の必要性と方向性というところになりますけれども、対応の必要性につきましては、これまでご説明したような第1章から第3章に小括をまとめてございます。そして、220ページ、「以上を踏まえ」以下のパラグラフを記載しております。我が国においても、デジタル空間における情報流通の健全性を巡る課題への対応について、情報伝送プラットフォーム事業者をはじめとするステークホルダーの個々の自主的な取り組みに委ねては情報流通の健全性が脅かされ、ひいては実空間への負の影響を看過し得なくなるという強い危機感を持ち、様々なステークホルダーがより一層連携・協力し、制度面・ルール面による対応のあり方、技術面による対応のあり方、啓発活動・リテラシー向上・人材育成のあり方や国際連携・協力のあり方等について、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた総合的な対策のあり方を示し、その結果に基づき対応を実施していくことが必要な時期にあるとしてございます。特にアテンション・エコノミーに起因する課題、生成AI等の新たな技術やサービスの進展・普及に起因する課題、人々の認知的特性に起因する課題、情報伝送プラットフォームの寡占化と情報の非対称性に起因する課題、情報伝送プラットフォームサービスのビジネスモデルに起因する課題、情報の伝送手段がプラットフォームサービスへシフトすることに起因する課題等を十分に分析し、「表層的な」課題と、その根底にある「構造的な」課題等を見極めた上で、デジタル空間の情報流通の健全性の確保に必要な即効性のある短期的な止血としての対応を進めつつ、中長期的な視野からの対応を並行して進めることが必要であるとしてございます。2. 対応の方向性については、以上を踏まえてデジタル空間における情報流通の健全性確保に向けて、情報流通の各過程である「発信」・「伝送」・「受信」にかかる様々なステークホルダーが相互に連携・協力して、あるべき方向性について同一の認識を持った上で、不断に対応を実施していくことが効果的・効率的である。そのため国内におけるステークホルダーの連携・協力が必ずしも十分とはいえない現状を踏まえると、様々な課題があることを念頭に、情報流通に携わる幅広いステークホルダーの間で、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた基本理念を明確化・共有した上で、今後対応を実施していく際の共通認識として理解を醸成していくことが必要であるとしております。その上で、基本理念にのっとり各ステークホルダーがどのような責務・役割を発揮して対応を実施するべきかを整理・明確化し、さらには、そのための具体的な方策としてどのステークホルダーがどのような対策を講ずる必要があるのか

など、総合的な対策を検討し、様々なステークホルダーの連携・協力の下で、迅速かつ効果的・効率的に対応を進めていくことが必要であるとしております。こうした観点から、本とりまとめ（案）においては、検討会において、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた基本理念、各ステークホルダーに期待される役割・責務、さらに、それらを踏まえた総合的な対策のあり方を議論・検討した結果として、第5章において「基本的な考え方」として、基本理念や各ステークホルダーに期待される役割・責務、第6章において「総合的な対策」として、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた具体的な方策のあり方を提言するとしております。

第5章の基本的な考え方につきましては、これまでご議論いただいている基本理念・役割責務について整理をしております。具体的には、これまでご議論いただいた内容を書き下している内容となつてございますので、こちらにつきましても詳細なご説明は省かせていただきますけれども、ご確認いただけますと幸いです。以上、長くなりましたが、事務局からのご説明は以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ここまでのところについて、構成員・オブザーバの皆さまからご意見を頂くのですが、ここまでの構成員それからオブザーバ、それから本検討会にご発表の皆さまのご協力を得つつご意見を伺いながら作成したものでございます。ただ、非常に広範なテーマであり、また分量も大部であることからお分かりいただけます通り、事務局と私の作業も大変四苦八苦しております。現時点では、頂いた情報やご意見がこの素案に反映できていないという可能性もあるかと思っております。今後とりまとめ案を作成していく中で、本日の会合でのご指摘も含めて、改めて内容を精査し、追記・修正をさせていただく予定でございます。その点をまずご理解・ご了解をいただけますと幸いです。

ここから2ラウンドに分けてこの素案について、ご意見を頂きたいと思えます。まずは第1章から第3章まででございます。ここの章はこれまでのいろいろなインプットを頂いたもの、また事務局、あるいは実証事業・調査等で頂いたものの事実関係・ファクトの部分に記載しているところになります。この第1章から第3章までは、第5章から第6章までにおける基本的な考え方や具体的な施策の前提となる部分でございますので、第1章から第3章までのファクトについて、何か漏れがないかとか少し違うのではないかとか新しいアップデートがあるよとかご指摘を頂ければと思えます。本日、時間の関係でこのラウンドは10時45分までとさせていただきたいと思えます。繰り返しになりますが、第1章から第

3章までにつきまして、コメント・インプットがありましたらお願いをいたします。チャット欄で私にお知らせいただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。今、ファクトについてということで座長から頂いたのですが、その中で、ファクトでないコメントで大変恐縮なのですが、ただ全体に、あるいは冒頭にも関わるということで、この場で申し上げたいと思います。健全性という言葉の説明がないという点について、これはすでに他の構成員からもおそらく書面等でコメントがあるものと思うのですが、辞書的・一般論的に見ても、健全性という言葉は大変曖昧な言葉であります。そして情報空間は表現の自由が基本原理の1つとなります以上、元々玉石混交の情報が飛び交う空間であるということが本来は想定されていまして、そういう意味では、情報空間という言葉と健全性という言葉の結び付きに違和感を持つ方々も少なくないのではないかと思います。さらに情報空間の健全性を国が検討するというので、かなり警戒感を持って受け取られている向きもあろうかと思います。そこで、この健全性という言葉がどのように考えているのかということをおある程度まとまって説明することは必須ではないかと思います。ただ全体を読むと、情報空間の健全性に対するリスクという形で多々語られているので、そういう意味では実質的にはそういう説明があるとも思われますが、ただ角度を変えて、情報空間に対するリスクという形で語られているものをここで本とりまとめが想定されている健全性の内容ということで捉え直して、改めてまとまって説明する箇所を冒頭の辺りに置いていただくというのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この点については、奥村構成員だったと思いますが、すで前の会合でもご指摘があり、情報空間の健全性というのは中々定義が難しいけれども、第5章で目指しているような基本的な考え方が満たされている状況が理想の健全性の状況である。そしてそれに至るまでの課題があるというのがひとまず私の認識であり、そのときご出席いただいた検討会の先生方も、大体その辺りかなというお話があったことを思い出しております。そのことをどのようにこの報告書に反映するか。例えば冒頭の方に、健全性とは第5章で挙げられている諸要素が上手く調和的に実現されている状態だよと書く、後ろから前に引用する感じの書き方はひとつあるよねという議論をそのときもした記憶があるのですが、まだこの現在の素案段階で反映されておられませんことを、改めて先生のご指摘で確認をいたしましたので、どのように書くかということ自体、少し検討させ

ていただければというように思います。貴重なご指摘を頂きまして、ありがとうございます。

それでは次に水谷構成員、お願いいたします。

【水谷構成員】 おとりまとめいただき、ありがとうございました。私からはアメリカの話について情報提供です。第3章の各国の取り組みで、その他の取り組みのところの大学における取り組みとか、164ページ以下でいろいろ挙がっているところではあるのですが、ここ最近のインプットという観点で言うと、スタンフォード大学にインターネット観測所という研究機関があって、ここが結構、偽情報の実態調査とか、そういうことを担っており、この何年かで重要な位置づけを占めていたということがありました。ただ一部報道で、ここが政治的圧力で閉鎖に追い込まれるのではないかとといった指摘が出ているというようなことも、もし余裕があるならば入れていただいてもいいのではないのかなというように思いました。私からは以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。太田オブザーバからも、ご発言のご希望がありますが、先に構成員をまわさせていただきます。それから繰り返しになりますが、基本的には第1章から第3章についてはファクト、それから先ほど曾我部構成員がご指摘いただいたような構成等、全体の編成をご注意いただければと思います。それでは落合構成員、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。私も1章から3章について、全体的にまだ見られているわけではないですが、例えばメディアの項目や対応状況を見たときに、例えばNHKの部分であれば放送法の改正でインターネット配信の必須業務化がされていたり、また公共インフラなどであれば、例えばサイバーセキュリティの基本計画であつたりだとか、そういう対応の要請や、制度整備が並行して進んでいます。最終的な対策というのは、そちらと個別で対応されていることも見ながら総合対策も考えるという構造があるように思っております。その意味では法律そのものや、基本計画であつたりだとか、通達だつたりするようなこともあるとは思いますが、こういうもので整備をされていることも、まとめられてもいいのではないかとも思いました。他にももしここにまとめて書かれているというところがありましたら、教えていただけるといいかと思いました。そういう意味では、例えばプラットフォームの関係でも情プラ法だつたり透明化法だつたり、言及したりするべきものは関係するテーマとしてあるかとは思いました。

第2点としましては、諸外国の状況についてですが、この中で特に欧州であればDSAであつたり、メディア・AI関係ということがあるかと思いますが、一方で、データであつたり、

日本でいうところの電気通信事業法に近いのかもしれませんが、この辺りの話も、制度的な話としては米国・EU・英国など主要国の取り組みとして重要ではないかとは思いますが、その辺りも諸外国制度としては触れておけるといいのではないかとは思いました。

【宋戸座長】 ありがとうございます。情プラ法につきましては、64ページ以下で政府の対応状況の1番として書いているところがございますが、落合先生がご指摘の通り、放送法であるとか情報セキュリティとかはここに書いてございません。放送制度、NHKに関する部分を例示で挙げていただきましたが、107ページ等にあります通り、NHKが主体となってお取り組みいただいていることはこうだよという感じでありまして、確かにNHK等に関する制度や政府の取り組み、あるいは民間の事業者のセキュリティに関する取り組み等について、どこで書くのかとか、そもそも隙間に落ちているのではないかというご指摘と受け止めましたので、第1点目については工夫をしたいと思えます。

また第2点目につきましても、今から調査をして書き入れるのは、別にこれまで検討会の議論の基礎にしたものではございませんので難しいところがありますけれども、これまでの議論の中でそういう話が出てきたのではないのかというのは、改めて事務局と私の方で議事録やこれまでの会合資料を精査して、必要なものは入れるようにさせていただきたいと思えます。

それでは生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 大変詳細なおまとめを進めていただいております。私からは第3章の諸外国の状況のところについて2点ほどコメントなのですけれども、まず外国の取り組みについては、あまりすべてを記述するという事は難しいかというように思うのですけれども、例えば今回1つのテーマとなっているなりすましを含む問題のある広告というところに関しては、アメリカですと例えばFTCがここ数年、FTC法の中で使える権限といったようなところも含めて様々な対策を進めているといったような状況もあるところです。それに加えて、英国のオンライン安全法についても、192ページ以降触れていただいているところ、例えば以前も少しだけ触れたかもしれませんが、例えば38条39条で、詐欺的広告に対する、ここでいう情報伝送プラットフォームの責務というようにいったようなことについて、かなり具体的な規定というのが置かれているといったところを触れるというのも1つなのではないかというように考えました。

それから2点目といたしまして、欧州の取り組みについてはデジタルサービス法をはじめかなり詳しく取り上げていただいているところ、ちょうど一昨日のワーキンググループ

で少し発言したところではありますけれども、今、EDMOのことを取り上げていただいている部分が189ページにございますけれども、もう1つ、ヨーロッパアルゴリズムプラットフォームセンターという専門の機関を欧州委員会が立ち上げて、そこでこういったプラットフォームのリスク、デジタルサービス法に関わる専門的な分析等の支援というものを行っていることに加えて、研究者がデータにアクセスして、様々なステークホルダー間の協力という形で、そのリスクの評価というものをすることの支援というのもしているところ、この取り組みについても、もしかすると触れていただいてもよいのかなと思いました。以上でございます。

【宍戸座長】 貴重なご指摘、ありがとうございます。取り扱いを検討したいと思います。それでは越前構成員、お願いいたします。

【越前構成員】 大変にご尽力頂いて、この資料を作成していただいております。大変なご苦勞だったと思います。私からは1点、コメントさせていただきます。3章の内容、非常に緻密に書かれているのですけれども、私が欠席している回でもしかして議論がされていたかもしれませんが、可能であれば研究というか、技術的な開発状況について記載頂くのが良いと思います。具体的には、諸外国においてのAIによるコンテンツモデレーションの技術的な俯瞰というのは、少しあってもいいのかなと思います。2章とのバランスを取りますと、そういったAIツールで、ディープフェイクの検知とか、または自動ファクトチェックみたいな、海外だと例えばディープフェイクの検知であれば、多くの多様なAPIが公開されている状況でございますので、そういったところを技術的なレベルにおいても議論されているようでしたらそこを少し言及していただけるとありがたいかなと思います。本資料の読み手にとってもそういった状況の理解の助けになると思います。例えば、去年のプラットフォームサービスに関する研究会で、みずほリサーチ&テクノロジー株式会社さんが偽・誤情報の検知等を目的に研究開発されたICTツール例というのを公表されています。これは去年の5月になりますが、この分野の技術が大変進んでいるので、もし可能であればその続編というか、最新の情報をキャッチアップしたものを共有していただけると非常にありがたいかなと思います。以上でございます。

【宍戸座長】 貴重なご指摘をありがとうございます。この種の検討会は、なんとなく私を含めて制度屋が一生懸命やっているという感じもありますけど、そうでなくて、この検討会は越前先生をはじめとするテクノロジー研究のお立場、それから利用者を代表される方々、また発信側の文化、あるいはジャーナリズムにかかる知見を総合して、情報空間の流

通のデジタル空間における情報流通の健全性について議論してきたというのが、この会合の重要なポイントだと思います。今の点につきましては挙げていただいたプラットフォームサービス研究会における、みずほ総研さんが出していただいたデータ等も含めて、改めて整理をしたいというように思います。ありがとうございます。

【石井構成員】 大変精緻にまとめていただいて、ありがとうございました。私の方から2点申し上げます。まず1点目は諸外国等における対応状況の3章のところですが、法制度に関するところで生貝先生からもご指摘はあったかと思いますが、オンライン上のなりすましといっても、刑事罰の規定がどこかに入っているのかを確認していただきたいと思いました。事務局には別途お伝えしたところではありますけれども、FTCが規則を改正する方向性を示していたかと思えます。政府機関や組織のなりすましから個人のなりすましも規制の対象にするという方向性を示している状況にあるのではないかと思います。加えて、いくつかの州法で刑事罰によるなりすましを規制するという手法が取られている所もあります。SNSのアカウントを無断で作ること等です。州法については刑事罰の対象で、FTCについては規則の改正の方向性が出ていたはずということにして、その辺りをご確認いただき、可能な範囲で入れるかどうかを検討いただければと思いました。

それから最初に曾我部先生からご指摘のあった健全性との関連で、宍戸先生のご回答では5章の健全性確保に向けた基本的な考え方が実践できている状態が健全性を維持できている状態だというようなご説明だったかと理解いたしました。第2章の前の小括の中で、リスクを指摘されている文章があったかと思えます。表層上のリスクと構造上のリスク、それからそれを加速化させるリスクがあると、このリスクの観点の整理は非常に重要かと思えますので、そうしたリスクに触れるところをもう少し前の方に出していただくこと、健全性とは何かと言及するときにはそれらの観点を前に出すという考え方もありうるかというように思いました。以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。まず後者の点につきましては、33ページからで注の38のところ、先ほど私が申し上げた趣旨が少し事務局に書いていただいているのを今私も発見しましたが、もう少しハッキリ書かないとダメですねということを改めて思いましたし、ポジティブな書き方、それから裏側からのリスクの書き方と両方あって、初めて健全性をこの場で議論してきたことの意味合いがハッキリすると思えますので、その点は少し工夫をさせていただきたいと思えます。

また第1点でご指摘いただいたアメリカの法状況について、事務局にすでにインプット

いただいているということですが、冒頭申し上げましたように、まだ反映しきれていない部分がございますので、これも確認して記載をさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは太田オブザーバ、お待たせしました。時間の関係で手短にお願いいたします。

【一般社団法人MydataJapan（太田氏）】 ありがとうございます。第1章について、手短に意見を表明したいと思います。意見としては、コンテンツとか広告とかお金の流れの図というのは、結構何個か出てくるのですけれども、そこに対してパーソナルデータの流れ、利用者データの流れの図が必要なのではないかなと思いました。理由としては、フィルターバブルの問題ですとか、アテンション・エコノミーの問題のところ、投稿とかクリック履歴をもとに表示内容を決定するアルゴリズム等の影響によりというような記載があるのですけれども、そうしたクリック履歴だけでなく、閲覧の履歴ですとか、そういう情報をSNS等のプラットフォームがどのように収集しているのかということがこの第1章で語られていないところが課題だと感じておりますので、フィルターバブルの原因となっている利用者情報の収集の実態というところを第1章できちんと図を示して書くのが良いかと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ご指摘は承りました。この辺りはこの検討会の中でも当然意識してきた問題でもありますし、またプラットフォームサービス研究会が整理されたというか2つに分かれていったという経緯もありますが、太田オブザーバにもご協力いただいておりますICTサービスの利用環境整備研究会で、この問題は議論されている部分もあろうかと思います。同時に非常に関わる問題でありますので、例えばそちらの資料から使えるものがあるかどうか、事務局の方であちらの研究会の事務局とも協議していただいて、資料を入れられるかどうか検討させていただければと思います。オブザーバ、よろしいでしょうか。

【一般社団法人MydataJapan（太田氏）】 はい。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ひとまず第1章から第3章までの確認は、ここまでとさせていただきたいと思います。続きまして、現在の素案の第4章から第5章までにつきまして、またご質問・ご意見のある構成員の方はチャット欄でお知らせを頂ければというように思います。こちらは11時までを大体予定しておりますが、いかがでしょうか。

第4章・第5章については、基本的な考え方等になる部分ということで、あるいは全体認識を示すという部分で、かなりこの件、親会で議論を重ねてきた部分ではございます。従いまして、何かこれまでの議論がきちんと反映されていないといったことがないかということも含めて、ご確認をいただきご発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

奥村構成員、お願いします。

【奥村構成員】 多岐にわたる項目について、詳細なおまとめどうもありがとうございます。お仕事がすごい量で、いかばかりかと拝察してとても大変だなと思って聞いておりました。ありがとうございます。何度も申し上げていることですけれども、議事録にも残さなければいけないと思いますので、もう1回申し上げようと思います。第5章の2-2-①伝統メディアに期待される役割・責務、それから第5章の2の(6)、230ページ災害時にどうするかということについて、関係があることについて申し上げます。伝統メディアに期待される役割・責務についてです。これはこの検討会で議論されているところのファクトチェック機関が行っている機能は、少なくとも一部は伝統的なメディアも担わなければならないということは自明であると思うからです。ファクトチェック機関と報道機関が特にファクトチェック的な機能においてしてもらいたいことに違いがあるわけではないと思います。むしろ協力して、その網の目を強化することで健全なデジタル空間に近づくのではないかと思われるからです。ファクトチェックという言葉は、そもそも政治家やパブリックフィギューな発言などの真偽をチェックするところから始まったのはご存じの通りで、メディアにその仕事をぜひ続けていただきたいというのは当然です。しかし現在のミスインフォメーションやディスインフォメーションの氾濫というのは、メディアにも従来のニュースの生産サイクル以上のもの、十分に検証してニュースを出すだけではなくて、世の中から情報を拾ってくるような仕事、そのようなものも別の枠組みで要求されるものではないかと思われるからです。プラットフォームがこれほどの公共性を帯びている場となった現在、そして正しい情報が何かということで、安全安心公正の基礎となる情報の検証が追いついていないという事態が発生しているとすれば、社会を見渡してみるとそのようなリソースと能力と期待があるのは伝統的なメディアしかないのもまた事実であると思われるからです。つまり、どう呼ぼうと結構ですけれども、とにかく世の中を漂っている情報の中で、ニュースメディアの経験と能力というあらゆるリソースを駆使して、公共性の価値観と良心に基づいて、社会の中で有害なバイラルに拡大した悪影響を及ぼす可能性が大きいものを選別

して、どこが間違っているのか、有害なのか、正しい情報は何なのかを示して、社会に警告のサインを出すという報道行為を自分たちの仕事の欠くべからざる一部であると認識してほしいということは、改めて強く申し上げておきたいと思います。別にそれは世界のファクトチェックの一流派ともいえるべきIFCN、国際ファクトチェックネットワークのルールに準拠すべきと言っているわけでもありません。ファクトチェックの独立性とか、それから手順の透明性などというジェネラルルールを守っていただければ何でも構わないのです。しかし、そのような従来と異なる仕事は強く求められ引き受けるべきであるというのは国際的な潮流でもありまして、それは動かしがたい事実です。この検討会で出すポリシーペーパーは、包括的で意欲的なものだと思っております。このペーパーの内容でメディアももう少し変わらなければならないという強い問題意識を持っている方は、私連絡もたくさん頂いています。特に若い人たちを裏切ることになってはいけなと強く思いますので、改めて強く申し上げます。ファクトチェックジャーナリズムの実践というようなものというのは、メディアに期待されることの項目として、もしかしたら1つ独立して立てるべきではないかということを変更して申し上げます。それは災害時の対応でも同じということです。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。奥村構成員のご指摘については、これまでこの検討会でも多くご発言があり、構成員の間では少なくともそれに対して明確な異議がなかったものと思っております。私も基本的な認識は共感するところでございます。他方、今IFCNがファクトチェックの一流派だとおっしゃっていただいたように、ファクトチェックをやってもらいたいですよということを書いたときに、あの特定のあのやり方でないとファクトチェックでない云々というご議論があると困ると思われるメディアの方も、あれをやりたいと思われる方もおられるといった状況ですね。その中で、一応政府の検討会であるこの会合で、伝統メディアの方々に広い意味での今のインターネットの状況を踏まえた上でファクトチェック的な機能、しかもそれは、今までのメディアジャーナリズムにとってまったく新たな仕事というよりは、これまでも技術や世論の状況の変化に応じて、メディアジャーナリズムが進化を遂げてこられてきたという連続性を持った一局面として、しかもあなたたちしかいないのではないですかという意味での期待を、今奥村構成員もおっしゃった、メディアジャーナリズムを担っておられる、あるいは今後さらに担っていかれる方々に対して、どのような形でこのペーパーの中でメッセージとして書くかということは、私の方で引き取らせていただき、事務局それから奥村構成員、関係する方々と相談をさせていただきます。

きたいと思います。この点について、この後他の構成員からご意見があれば、また承りたいと思いますが、ひとまずこの点については、今のように取り計らいたいと私としては思っております。

それでは山本健人構成員、お願いいたします。

【山本健人構成員】 私は第5章の高次の基本理念のところでは、特に①について、憲法と紐付ける形で書いていただいて、非常にクリアになってた思っております。②のところについても、私人間における権利侵害みたいなものに対して国家がある程度介入することがありうるという議論、あるいは安全保障に対する国家の責務などについては、憲法学の先生方が多い中で言うのは少し怖いですが、憲法学においても通説的といいますか、有力に書かれているところかなと思いますので、こういったところも憲法と紐付ける形で、高次の理念として書いていただくとより高次の部分と憲法の紐付けが明らかになって良いのではないかなと思いました。取り急ぎ以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。憲法と紐付けていただくのは、私も憲法研究者の端くれでございますので、良いなと思うのと同時に、あまり憲法ばかり肥大化するのも問題なので、塩梅を含めて工夫させていただければと思います。それでは憲法学の泰斗であります曾我部先生からご発言をお願いいたします。

【曾我部構成員】 私の発言は、先ほど宍戸座長がおまとめいただいたのとまったく同じ内容でございますので時間の関係でパスすると言ってもいいのですが、せっかく頂いたので簡単に申し上げたいと思います。奥村構成員のご意見に関してです。報道機関もファクトチェックを行うべきであるというご意見は、それは私としても理解するところではあります。その上で2点申し上げます。1つはファクトチェックという言い方をしてしまうと、いろいろな流派があるとはいえ、一般にはIFCNのものを中心とする一定の内容のものということをご想起される向きが多いだろうと思います。そういうことで、そういった一定の内容の取り組みを報道機関に求めること、報道機関の役割として、政府のペーパーに書くということに関しては、報道の自由との関係で一定慎重なスタンスが必要だろうというように思っております。ということで、宍戸座長がおっしゃったこととまったく一緒なんですけど、おっしゃったことについて、強く共感をしたいということです。

ついでに報道機関の役割ということで言うと、これは以前事務局にお送りしたペーパーにも書いたのですが、今回まだ反映いただけていないということで、ついでに申し上げますと、伝統メディアについて市民社会とか利用者団体・消費者団体のところでは、おそら

く政府や事業者の取り組みに対するモニタリングというのが入っているかと思いますが、報道機関のところにもそれを入れていただくのが良いのではないかと思います。これについては報道機関の方々も是認されているところ、権力監視というのはジャーナリズムの一丁目一番地ですので、これに関して役割として書くことは問題ないかなと思いますので、引き続きお願いをいたしたいと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今のご指摘も含めて、少し検討させていただき、また曾我部構成員にもお知恵をお借りできればと思っております。

それでは生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。2点ほどでございます。まず1点目に先ほど欧州のアルゴリズム透明センターのことをお話ししたこととも関わるのですが、こうした問題解決するにあたって、制度や関係者の協力によって解決すべきところと、ある種コストと人員をかけて対応すべきことの両方があるというのを以前、少し申し上げたことがありました。今回、特に228ページの政府の役割のところ、規制に加えてモニタリング能力の強化というところも入れていただいたところ、ファクトチェック等の活動に政府がどのくらい資金ですとか、あるいは自ら取り組むかというのは、非常に難しい問題がある一方で、しっかりとこの状況を分析して対応として不足なものにも過度なものにもならない上での知識ベース、そしてファクトを事実に関する情報というものを積み重ねていくこと、このことは非常におそらくこの分野ですと重要な取り組みかというように思いますので、書きぶりのニュアンスとしてでありますけれども、最終的なおまとめにおいても強調いただけると良いのかなというように個人的には思ったのが1つ目でございます。

それからもう1つといたしまして、これも全体今まで議論してきたこととの重なりでありますけれども、国際的な状況を今回整理いただいたところを見ている、改めて今、世界的にはこの問題、1つは選挙、1つは安全保障、この問題から焦点を当てて議論をされている部分というのが非常に大きい中で、我が国でのこうした取り組みというものが、そうしたこととの差がどの程度あるのかなのかというようにいったようなことについては、何のリスクを焦点に置いた形での対策をしていくのかという意味でも、少し言及をいただいても良いのかなと感じたところでございます。以上です。

【宍戸座長】 具体的にこれまでの議論のご指摘を頂きまして、ありがとうございます。書きぶり検討したいと思います。それでは、だんだん時間が押してきておりますが、落合構成員、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。本当に大部になっておりまして、大変な中で、さらにコメントをしてしまって恐縮ですが、1点目が先ほど奥村構成員や曾我部先生がご議論されているメディアの点です。ファクトチェックを軸に議論をさせていただきますが、私としてはそのファクトチェックだけでなくという部分もあると思っております。宋戸先生がデジタル時代の放送検討会の方で、放送のあり方について本検討会での議論を踏まえて、放送事業者などメディアの役割をどう考えていくのかというお話をされていた部分もあったと思っております。そういう意味では、ファクトチェックといわれていて、それをどうのように記述するのかということも、それ自体あることでもございますが、いわゆるメディアがどういう形でより信頼性のあるような情報を発信していくのか、さらにそれに対して、どういった期待を社会的に持っていくのかがあります。これは情報の拡散の点については基本的に情報伝送と広告仲介だとか、そちらのエコシステムであったり情報伝達の仕組みが重要だということではあるのですが、元々、比較的良さそうな情報が、それなりに発信されていないと悪い情報を止めればそれだけでいいのか、ということにもなると思います。そういった意味ではメディアに対する期待という部分については、そういったメディアに対するオンライン空間で行うべき行動への期待も含めて少し書き込んでいただければと思いました。

2点目もそれに関係はいたしますが、広告との関係でも広告のプラットフォームだけではなくて、例えば企業・産業界に対する取り組みや、場合によっては、公共インフラの事業者、これはプロミネンスという形で出るのかもしれないということも、それぞれワーキングで議論しているところがあると思っております。情報の拡散だけではなくて、信頼性ある情報の提供や、そのスクリーニングに向けた対応が非常に重要だと思います。この辺りは役割について今までの議論で出てきたのを拾っていただいて、プラットフォームに比べると薄いよにも思いますので、少し書き込んでいただければと思いました。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。特に1点目は、私の別の研究会でのプレゼンテーションについてもご言及いただき、ありがとうございます。他方でせっかく挙げていただいたのですが、あれは一応法的な枠組みのある放送制度の中での放送事業者を念頭に置いた部分もありまして、より自由なプリントメディアあるいはインターネット上の自由な情報発信の主体について、どこまでこの場で期待として書くかというのは、これまたさじ加減が難しいところでございます。先ほど曾我部構成員がおっしゃったような報道の自由の問題もありますので、ご指摘も踏まえて先ほど来の議論と併せて検討させていただければと思

います。

それでは構成員を順番にということで、石井構成員、お願いいたします。

【石井構成員】 リスクの話で、一言追加させていただければと思います。全体に関わる部分ですが、表層上のリスクや構造的なリスク、それから加速化させるリスクという3つの観点、重要だというようにお伝えしまして、宍戸先生からもレスポンスいただいたところではありますが、リスクを唱えるときに、偽・誤情報が流通・拡散すること自体がリスクというように見るというよりは、そうした情報流通に伴う個々人の判断の歪みや社会の判断の歪み、国の分断など、具体的に何が危険なのかということをもう1歩書いておく必要があるのではないかなと思ったということです。それから構造的なリスクといったときに、プラットフォーム事業者が介在することによる構造的なリスクというように捉えるのか、アテンション・エコノミーや人々の認知特性等が、情報流通に伴って危険性が高まるファクターとして捉え、それを構造的なリスクといつているのか。よく見ると、リスクといったときに何を示しているのかがよく分からないなと思う面もありまして、これは全体にかかるものかと思しますので、リスクというのが一体、何を示すのかということをもう1歩書き込んでおいた方が全体が締まるかなというように思ったという次第です。以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。われわれは法律や危険とかリスクとかよく言うわけですが、本来危険・リスクはそれ自体に意味があるものではなくて関数でして、何についてのいかなる法益侵害の事態に向けての危険であったり、その法益侵害がどういようように起きるかというルートが分かりにくいだけけれども、こういうことがあったら大変だよねという意味でリスクと本来言っているはずで、リスクという言葉だけ独り歩きすると、確かにかえって思考停止に陥る部分があり、議論の解像度が下がってしまう部分があることを改めて石井先生からご指摘頂いたと思しますので、ここもまた書きぶりを整理させていただければと思います。貴重なご指摘、ありがとうございました。

それでは増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】 ありがとうございます。私からは1点、231ページのファクトチェック機関などに期待される役割の点なのですけれども、平時から利用者・消費者からの情報収集をするなど、コミュニケーションをとるといいうことが必要ではないかなというようにも思っております。そういうことをすることによって、利用者・消費者の意識も高まる可能性もあるかなというように思っておりますので、可能でしたらということをお願いしたいと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。もちろんファクトチェック、情報発信に関わるステークホルダーの役割という部分もあると同時に、情報受信に関わるステークホルダー、229ページに、まだ薄い部分ございますけれども、これらにも関わる場所だと思います。貴重なご指摘でございますので、少し工夫をさせていただきたいと思います。

時間が完全に押しておりますので、太田オブザーバからはチャット欄でプラットフォームの役割・責務について、アカウントビリティだけでなく、利用者によるコントロールビリティも確保すべきであるというご指摘を頂いております。この検討会の射程の範囲内に入るか入らないか自体も含めて、改めて検討してみたいと思います。貴重なご指摘ありがとうございました。

それでは続きまして、とりまとめ素案第6章1対応の基本的な考え方についてのご議論をいただきたいと思っております。事務局より資料23-1-2を10分程度でご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【内藤補佐】 事務局よりご説明いたします。資料23-1-2でございます。本日もご議論いただきたいこととして、整理してございます。第6章総合的な対策1.は、(1)から(4)から構成されておまして、(1)から(4)についてどう考えるか、また(1)から(4)以外に何かあるかといった点を本日もご議論いただきたいと考えております。また2.総合的な対策につきましても、次回以降ご議論いただく予定でございますけれども、本日は、これまでご議論いただいている普及啓発、リテラシー向上、人材育成、ファクトチェックの推進、技術の研究開発・実証、国際連携・協力以外に何かあるのかといった点や、上記について具体的な方策として何があるのかといった点についてもご議論頂ければと思います。具体的に1.の「対応の基本的な考え方」につきまして、次のページ(1)サイバーセキュリティやプライバシー等の関連分野を踏まえた社会全体へ対応の必要性というところになりますけれども、こちら後藤先生の発表内容を踏まえてございまして、サイバー攻撃の巧妙化等に伴い、これまでのシステムの脆弱性を狙った攻撃に加えて、フィッシングメールによる人への攻撃、偽・誤情報等による世論の誘導などが社会に影響を及ぼしている。そういった中で、SNS等のサービスを利用するユーザーの認識・行動に着目して、セキュリティ技術単体に加えて、認知科学・心理学等の人文・社会科学を含めた学際的なアプローチによる個人や集団に対する悪意のある影響を弱める「コグニティブ・セキュリティ」に関する研究が国内外において進められてございます。また国際的にはサイバー攻撃と偽・誤情報等の流通・拡散への対応について、サイバーセキュリティ対策として一緒に対応する動きですとか、偽・誤情報等に

ついて情報操作型サイバー攻撃と表現される場合もございます。以上を踏まえると、偽・誤情報等への対応についてはサイバーセキュリティ対策と同じく、長期戦でございまして、社会の変化、サービス・技術・教育等に対応して、また将来の変化を先取りした取組の継続が必要であり、多角的かつスパイラル的に取組を継続する社会的な仕組みづくりが重要であるとしてございます。

また、石井構成員からご発言いただいた内容も踏まえておりまして、偽・誤情報による個人の判断が歪められることについては、意思決定の介入によるプライバシー侵害と同じく、個人の認知領域を保護するとともに、これらの個人に対する侵害の集積による社会全体への影響・侵害への対応が重要である。また、本人は偽・誤情報に晒されていることに気づきにくく、歪んだ判断が集積することにより、環境汚染に類する被害がデジタル空間においても生じるおそれがある。そのため、偽・誤情報等への対応については、個人情報・プライバシー保護に関する対策との連携も視野に入れることが重要であるとしております。

続きまして4ページ目でございますが、山本龍彦構成員からのご発表内容を踏まえておりまして、偽・誤情報の認知的な介入に対して、心理的な予防接種により免疫を獲得すること、様々な情報をバランス良く摂取したり、自らが摂取する情報の真正性・信頼性等を意識すること等による「情報的健康」の観点からは、偽・誤情報等への対応において、中毒性が高くカロリーが高いもの等に関する個人の意識が一定程度変化し、また消費者の健康に配慮する企業が食品市場で積極的に評価されるようになってきていることなど、食育の分野における取り組みも参考になるというご発表がありました。続きまして、以上を踏まえましてこれらサイバーセキュリティ対策、個人情報・プライバシー保護・食育等の他の分野におきましては、偽・誤情報等の対応と共通する面があるとしております。この点、これらの分野においては、それぞれ基本法等により基本理念やステークホルダーの責務が規定され、民産学官のマルチステークホルダーの連携・協力による社会全体で対応する枠組みがすでに整備されているところ、偽・誤情報の流通・拡散等によるデジタル空間における情報流通の健全性、ひいては実空間に対する負の影響への対応においても、同様の社会全体で対応する枠組みが求められると整理してございます。

次に(2)プリバンキングとデバンキングの両輪による対応の必要性になりますけれども、田中構成員のご発表をもとにしてございまして、偽・誤情報等への対応について、認知科学や心理学の分野においては、偽・誤情報等が流通・拡散する前の対応と発生後の事後の対応でプレバンクとデバンクに分けた上で研究等が進められているというご紹介がございまし

た。プレバンクについては、偽・誤情報等が流通・拡散する前の備えであり、リテラシー向上が該当します。プレバンクは、短期的な対応と長期的な対応に分けられ、短期的な対応としては偽・誤情報等の発生が近いうちに高い確率で予想される状況や、すでに偽・誤情報等が一部で発生し人々がそれを目にするのも時間の問題となっている状況における介入がごさいます。また、長期的な対応としては、予め類似した議論に晒しておくことで、将来望まない説得に対する認知的な抵抗力を高めることができるとする接種理論に基づくものとして、心理的予防接種という手法がごさいます。より長期な対応としては、偽・誤情報等に備える能力・資質を涵養するための教育を行うことが挙げられます。

偽・誤情報等がすでに流通・拡散した状況においては、事後対応としてのデバンクが必要となり、ファクトチェック等が該当します。この点、市民、政策立案者、ジャーナリスト、その他の実務家に向けて、デバンク手法に関する科学的なコンセンサスを示すために作成され、最も包括的な取り組みとして、現在までに蓄積された学術的知見が集約されているハンドブックがごさいます。このハンドブックによりますと、偽・誤情報等に関する心理的特徴とそれを考慮した上で訂正の効果を上げるための留意点が説明されておりまして、例えば訂正情報を呈示する際の構成デザインとして、事実から述べることですとか、偽・誤情報等を呈示すること、訂正情報を呈示することや事実を最後に再度述べることが示されております。

8 ページ目、他方、デバンクにおいては、誤情報持続効果や確証バイアスなど、事後的に行われる訂正の効果を制限する要因の影響がある。そのため、一度正しいと受け入れられた偽・誤情報等の影響を訂正によって事後的に修正することは容易ではない場合には、偽・誤情報等の発生に予め備えるプレバンクが重要になってくる。しかしながら、プレバンクにおいても、これまでの学術研究成果を実践的なガイドにして、行動心理学の予備知識を持たない者が偽・誤情報等に対する防御としてプレバンクを実践できるようにすることを目的としたプラティカル・ガイドによると、偽・誤情報等の内容や対象となる情報伝送プラットフォームサービスの相違等を考慮せずに対象者を拡大することによる有効性の減少、時間の経過に伴う記憶の低下、意図しない偽・誤情報等の信用性の向上といった限界もあることが指摘されております。従いまして、偽・誤情報の流通・拡散等によるデジタル空間における情報流通の健全性、ひいては実空間に対する負の影響への対応におきましては、双方による課題・限界を補いながら、プレバンクとデバンクの両輪による対応が引き続き重要であると整理をさせていただきました。

続きまして(3)流通・拡散する情報とそれに付随するデジタル広告への信頼性に対する相互依存関係を踏まえた対応の必要性としてございまして、広告関連団体からのヒアリングをベースにさせていただいております。2021年のユーザー意識調査における定量調査の結果によりますと、「有名／信頼できるメディア」に「不快／不適切な広告」が掲載された場合、メディアへの評価や信頼が大きくなるだけでなく、「有名／信頼できる企業や商品の広告」が「不快／不適切なメディア」に掲載された場合については、広告への評価・信頼度が下がる傾向が見られ、低品質な広告掲載メディアによる広告主のブランド毀損の問題があることが確認されております。従って、偽・誤情報の流通・拡散等によるデジタル空間における情報流通の健全性、ひいては実空間に対する負の影響への対応においては、なりすまし型の「偽広告」を含む違法・不当なデジタル広告を掲載されたメディア及びそこに投稿等されるコンテンツの信頼性が低下するとともに、偽・誤情報等の違法・有害な情報が投稿等されるメディアに掲載されたデジタル広告の信頼性が低下、いわゆるブランドセーフティの毀損が低下するという、それぞれの信頼性に対する相互依存関係を踏まえて、メディア、そこに投稿等されるコンテンツ、そして、デジタル広告の信頼性を確保する観点から対応することが重要であるとさせていただいております。

最後に(4)信頼できる情報の流通促進と違法有害情報の流通抑制の両輪による対応の必要性、こちらは脇浜構成員のご発表をベースにしております。デジタル空間における情報流通については、パッシブ・アクセス、アクティブ・アクセスという二面性に分けることができる。パッシブ・アクセスについては、流通している信頼できる情報、偽・誤情報等の違法有害情報を得るというフェーズでして、このフェーズでは情報受信者のリテラシー、ファクトチェックのあり方等が重要となる一方、アクティブ・アクセスについては、信頼できる情報を流通させるというフェーズでございまして、情報発信者のメディアスキル、取材者・表現者の人材育成等が重要となります。従いまして、偽・誤情報の流通・拡散等によるデジタル空間における情報流通の健全性、ひいては実空間に対する負の影響への対応におきましては、偽・誤情報等の違法有害情報という悪貨が信頼できる情報という良貨を駆逐しないよう偽・誤情報等の違法有害情報を抑制する取組とともに、良貨としての信頼できる情報が悪貨である偽・誤情報等の違法有害情報を駆逐するという状態をつくり出す取組も重要であると整理させていただいております。駆け足となりましたが、1. は以上となりまして、2. 総合的な対策は、次のページから参考として、これまでとりまとめ骨子（案）においてご説明している「具体的な方策」を参考として掲載しております。以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは只今のご説明にご質問・ご意見のある方は、チャット欄で私にご発言の希望をお知らせいただければと思います。こちら、大体11時45分くらいまでをめどと時間的には心づもりをしております。また第6章の2総合的な対策につきましては、繰り返しになりますが、本日この場でのご議論を踏まえて、さらに具体案を事務局に整理していただき、それを素材に次回以降ご議論いただく予定でございますので、そのことをご注意いただければと思います。

ご発言・ご質問のご希望の方は、チャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますが、1点、山本龍彦座長代理から、ご欠席ではありますが発言の希望を承っております。私から代読させていただきます。

総合的な対策について、2点コメントいたします。第1に利用者が責任ある行動を取るために、多様なステークホルダーが一丸となってリテラシー向上の気運を高め、利用者リテラシーについて継続して学び、行動変容につながるような仕組みを構築する必要があると考えます。第2に普及団体・情報伝送プラットフォーム事業者・電気通信事業法等は、期待される役割・責務を踏まえ、例えばコンソーシアムのような形で自主的に連携し、普及啓発教材の更新、教える人材の管理を含む施策の全体調整、効果の把握等を行うことが求められると考えます。

以上が山本構成員からのご発言としてお預かりしたものでございます。それでは順に手の挙がっている構成員を指名させていただきます。まず田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】 ありがとうございます。とりまとめ、どうもお疲れさまでございます。私からは7ページ目のプリバンキングとデバンキングの両輪による対応の必要性のところについて、情報がアップデートされておりますので、そちらの方を情報共有させていただきたいと思います。こちらの昨年12月に私の方で発表させていただいた資料から使っているものと思いますけれども、7ページ目の3行目に最も包括的な取り組みとしてという文言がありますけれども、発表した当時は最も包括的だったのですが、先月非常に重要な論文がNature Human Behaviorから出ていまして、現時点ですとそちらの方が包括的なものになるのかなと思います。また後ほど、そちらの論文も情報共有させていただきたいと思います。ですので、最も現時点で、どんどんアップデートされていくので、どの時点で区切るかの問題はありますけれども、そちらの新しいものを入れられるか、あるいは、こちらの文言を少し修正させて、包括的な取り組みの1つとしてというような修正をするというような案もあるかと思います。私からは以上です。

【宍戸座長】 貴重なご指摘ありがとうございます。動きの速い状況、課題でございますので、田中先生のような専門家の方から随時インプット頂くというのは非常に大事なことだと思っております。ありがとうございます。

それでは越前構成員、お願いします。

【越前構成員】 大変重要な内容でございます、総合的な対策は重要かと思えます。私から追加ということでコメントさせていただきます。具体的にはこういった偽・誤情報の拡散による技術的な対策の必要性が対応の基本的考え方として必要ではないかと思えます。2点、この点についてコメントさせていただきます。先ほどの総括で、海外だと学術機関や研究機関、企業等において、ファクトチェック機関と連携しながら研究開発というのが行われている状況というところでございます。我が国においても、そのような技術的な施策・技術的な開発というのは極めて重要ではないかと思っております。具体的には2点ございまして、デジタル空間において、どのような偽・誤情報がどの程度流通・拡散しているかの状況把握や、例えば分析を可能とする要素技術の開発も非常に期待されているわけですが、要素技術の開発やサービス基盤の開発・提供の必要性があるのではないかと思えます。特に民間企業の場合によっては、ファクトチェック機関等、プラットフォーム事業者との保有技術の活用や、学術機関と民間企業のデータ共有も含むコラボレーションといったものにより、早期の社会実装の推進の必要性があるのではないかと思えます。

もう1点は自動ファクトチェック等の技術の開発でございますが、もちろんファクトチェック機関の独立には非常に留意しなければいけないわけでございますが、ファクトチェック機関によるファクトチェックを効率化するためのAIによるコンテンツモデレーションというのは必須になるだろうと考えております。そういったファクトチェックなど、効率化するための技術の開発を国としても支援する必要があるのではないかというように思っております。私からは2つ、以上でコメントさせていただきます。よろしく申し上げます。

【宍戸座長】 貴重なご指摘ありがとうございます。

それでは後藤構成員、お願いいたします。

【後藤構成員】 ありがとうございます。私からは今後に向けて2つ、申し上げたいと思えます。1点目は先ほど田中構成員からございましたプレバンキング・デバンキングに関わる所です。山本先生からもございましたが、幅広い意識啓発の重要性についてです。この検討会の中でも、プレバンキング・デバンキングの両輪の議論、それから実際の話として、政府や自治体・公共インフラ等を担う組織の人たちが自分のところに関係する偽情報を見

たら、適切・迅速に情報発信をしていくのが大事であるとの議論がありましたが、これが本当に現場の人にとって簡単にできるかという、決して簡単ではないわけです。何らかのスキルが必要になるわけです。サイバーセキュリティでも、いろいろところで専門家が必要ですけど、われわれ1人1人が意識して対策をする、特に消火活動にたとえると初期消火が大事だと。ただし簡単にできるわけではなくて、トレーニングも必要だし知識も必要であるとの認識です。それを対応させますとプレバンキング・デバンキングに関しましても、しっかりとしたスキルを高めていくことやインセンティブづくり・環境づくり、また教材を出したりするようなエコシステムを作っていくことが大事だと思います。そういう意味では、まずはスキルマップみたいなものをどう作るか、プレバンキング・デバンキングのスキルマップや、ファクトチェックのスキルマップもあります。それからそれらに対するBody of Knowledge、BOKを作っていく。それらが上手く回り出したら、そこに資格制度を使っていき、勉強する人のインセンティブを高めるという取り組みがいるのではないかと考えています。ぜひ今後の取り組みとして考えていただきたいというのが1つでございます。

もう1つは、先ほど越前構成員のお話にも絡むところですが、いろいろな技術開発や、共同の取り組みのベースとなるデータの収集・分析の取り組みが重要であるという認識です。例えば今回の検討委員会でも、アテンション・エコノミーの議論がございました。私もその対策の重要性を勉強できたのですが、実際金額ベースでどこからどこにどの程度のお金が流れているのかという分析があると、対策の議論がしやすくなると思うのです。またファクトチェックにしましても、手間がかかって大変だというお話がございましたし、またコンテンツモデレーションも、大事だけどいろいろな手間がかかる。そういうところは、実際どういう手間・時間がかかっているのかというところをしっかりと分析することによって、先ほど越前構成員からございましたように、どういう技術開発をすれば役立つのかという議論に結び付くと思います。またいろいろな情報を拡散してしまうソーシャルボット等の動きというのは実際どうなっているのか、どういう情報がどの程度のスピードで拡散しているのかを定量的に把握する取り組みも大事だと思います。こういうものをしっかり国全体として、常に更新されるデータベースとして集めていって、それを中心にいろいろな研究コミュニティ、認知科学のコミュニティ、AIのコミュニティ、セキュリティのコミュニティ、それからいろいろなファクトチェックやプラットフォーマーのいる現場、そういう人たちの間の共同の取り組みを促進する土台にすると、これまでに議論されてきた基本的な理念を社会にインプリメントできていくと考えます。そのために次のステップとして、ぜひデータ分析

に基づく検討ができる土台を作っていく必要があると考えております。以上、2点でございます。よろしく申し上げます。

【宍戸座長】 後藤構成員、貴重なご指摘ありがとうございます。

それでは石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 資料ですと、237ページになります。プライバシーやセキュリティに触れていただいているページのところで、私のプレゼン資料をお使いいただき、ありがとうございました。プライバシーのところで、一言お伝えしようかなと思っているのですが、こちらで書いているのは、認知領域に対して影響が及ぶことによる意思決定の介入の部分のプライバシー侵害という捉え方でまとめているスライドになります。ただ、健全性検討会の議論を通じて、他の側面のプライバシー侵害も視野に入れておく必要はあるのではないかなと思っております。具体的には先ほどなりすましのお話をしましたけれども、アイデンティティを侵害する側面もプライバシーの一種でしょうし、いわゆるプロファイリング関係です。DSAの表の中でも出てきたところかと思いますが、プロファイリングに基づく広告その他の問題というのもあるかと思えます。プライバシーといったときには、広い側面が出てくるということを踏まえて、6章の1の中でどこまで述べる予定なのかは1点になるかなと思ったという次第です。以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、先生がおっしゃったように、6-2の総合的な対策の中で書く部分、それから6-1の基本的な考え方で、ドンと前出しする部分という塩梅も課題かなということを変更して感じましたので、両方次回6-2をお示しする際に併せて一体的にチェックを石井先生から頂ければいいかなと思いました。今の点は心して事務局の方で6-2をご用意いただきたいと思います。

それではクロサカ構成員、お願いします。

【クロサカ構成員】 このタイミングであまり重い宿題を事務局に投げたくないなと思いつつ、どうするかはご判断をお任せするとして、あえて申し上げておきますと、6章を拝見して、対応の基本的な考え方ということは今、並べていただいています。この4つは、いずれも重要な要件ではあるものの、この4つ、ないしはさらにそれに足されるものを含めて、これを俯瞰した構造の理解がないということに気づきました。先ほどまでの議論の中で、とりまとめの方でどこかそれに該当するところがあるかなというように思って、パラパラめくりながら見ていたのですけれども、私の読み方が悪いのかもしれませんが、ここで(1)から(4)まで書かれている個別の問題、について、それを俯瞰してどのように構造を考えて

いるのかという視点の説明がないというように思いました。例えば報告書で言うと、186ページにEUにおける偽情報に関する問題の捉え方と取り組みの全体像、これは三菱総研さんが以前整理されたものです。プラットフォーム研で整理されたものですが、こういったスライドがあります。これ自体の読み方は結構難しい、複雑なものにはなっているものの、よくよく読んでみるとそれなりに分かるなというところがあるわけです。すなわち当事者が誰であり、どのような意図があり、何を行動として行い、それがどう影響し合っているのかということです。この検討会の中でも、何度かそういった全体の整理をされているかというように思いますが、対応の基本的な考え方が、この1から4まで例示されているときに、なぜこれがここにピックアップされているのかというようなことが、この章の中でもある程度理解できるような状態になっていないと、なぜこれを今議論しているのか、どういう視点で議論しているのかが読みにくいのではないかとこのように思いました。特に例えばプリバンキング・デバンキングのような心理学に関するアプローチは、人間の内心の部分に入っている話であったり、あるいは信頼できる情報の流通促進のところでもリテラシーについても触れられている。つまり受け手であれ送り手であれ、その発信主体であるとか受信主体そのものの内側の部分に踏み込んで検討すべきことと、産業構造も含めて、そこはあえてブラックボックスというか、構造は構造としてあるまま、出口の部分を中心に押さえようというようなアプローチを考えると、この辺りが同心円上のいわばレイヤーのような構造になっているはずであり、何がどこまで触るべきなのか、どう触るべきなのかということが本来であれば議論されるべきところではないかなというように思います。これは特に政府で検討を行っているということに関する慎重さをあえてきちんと図示する、ないしは表明するということも含めて、そういった全体観を持った問題意識の整理ということが、6章に合わないとしたら5章以前のところのどこかでももう少し明示的に整理いただく必要があると思いますし、読みものとしては6章の頭のところにあってもいいのかなというように思いました。それがあると、(1)(4)がなぜここでつまみ上げて、それをこういうアプローチで議論をしているのということがクリアになるかと思えますし、総合的な対策にもつながっていくかなというように思いますので、ご一考いただくとありがたいなと思いました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。クロサカ構成員が書いて、という感じではあるのですが、しかし一応座長として申しますと、第4章で第1章から3章までを踏まえての対応の必要性と方向性、いわば大きな対応の必要性・方向性というのは、いろいろ書いてみた

ところであります。5章で基本的な考え方があるわけですが、それに5章と4章を照らしてみたときに、今のデジタル空間の情報流通の健全性を確保する上で、優先度の高い課題あるいは他の要請との関係でいわば優先順位を上げて考えるべき課題等々について、キッチリとした認識を、繰り返しになりますが、第4章を踏まえた上で、それぞれのプレーヤーで働いていただく、それぞれ期待したことをどうやっていただくのだろう、あるいは、やっていただけないのかもしれないといったことも、第5章で記載されていることも踏まえて、もう一度現状に照らして総合的な対策として具体的に何があるのか。もちろんこれまで短期の止血の問題と中長期の体力を付けるような問題、両方あることはいわれているわけですが、その辺りをもう少し第6章の冒頭において明確に記載するようにしたいと思います。この辺りは事務局からすると、2の具体的な方策の議論が揃ったところで初めて明確な像を持って書けるという部分もあるのかもしれませんが、同時に、クロサカ構成員がご指摘いただいたように非常に重要な部分でございますので、これは私も心したいというように思います。クロサカ構成員のイメージと、大体変わらないでしょうか。

【クロサカ構成員】 おっしゃっていただいた通り、大きく言えばおっしゃった通り、4章・5章と6章の間にどういうブリッジをかけるのか。そこをできるだけ構造をどういうように与えるのかということだと思いますので、ご指名いただいたこともありますので、可能な限り私もお手伝いできればと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは続きまして、水谷構成員、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。6章の1の対応の基本的な考え方のところに入れるべきなのかが分からないのですが、あとは読みきれていないので、もしかしたらすでに前の部分で触れられているのかもしれませんが、この部分というのは、これから次回検討される2の部分も含めて、いわばアクセルの議論だと思うのです。僕としては、もちろんアクセルは必要だというようには思っておりますけれども、それに対して、ブレーキの議論も必要だと思っております。総務省を含めて、政府のアクターが関与していくということを考えた場合に、表現の自由の観点から政府関与の目的と手段の比例性みたいなものや、これは何度か申し上げておりますけれども、政府アクターが関与することについての、それ自体についての透明性、これは事後検証を可能にしておくという意味も含めて重要なのかというように思います。特に日本における表現の自由からすれば、これまでなかなか検討されてこなかったような政府が一定程度関与するというような議論を我々はして

いると思いますので、そこについては大々的に安全装置的な部分も含めてきちんと議論していますよということが書かれていてもいいのかなというようには思いました。私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これは非常に貴重なご指摘だと思います。全体の政府機関等の期待される役割等、あるいは基本理念等を含めて、通じる話であると思いますので、もう一度この点ハッキリさせておきたいと思います。ありがとうございました。

それでは落合構成員、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。私もそれぞれの項目そのものというより構成的なところだと思います。1つ、改めて問題の本質がどこにあるのかを少し書き下していけると、先ほどのクロサカ先生と宍戸先生がご議論されていた内容にもつながってくる場所があるかと思います。全般の方で、情報格差とプラットフォームによる広告エコシステムという点があるように思います。それは直前の現象としてはあるとは思いますが、背景としては、多分、今回ここで出している中だと、プリバンキングだとかデバンキングというような認知的なアプローチといいますか、そういったところで、どうしても誘導されたり拡散されたりする方向に行ってしまうということも、もう少し実態的には深い原因の1つではあるかと思います。ただ広告エコシステムといっているところは、どちらかというと経済性の話ではあるとは思いますが、それに加えて認知的な要素があるというところで、どちらかというとプリバンキングやデバンキング、それらを踏まえたいろいろな物事の評価があるかと思います。また日本の法制度自体も、こういった認知的な要素だったり意思形成の前段に働きかけるようなダークパターンとかコグニティブ・セキュリティというような方法に関する法制度上の評価というのは、必ずしも欧米に比べるとあまりされていないように思いますので、そういった部分は基本的な事項としてあると思います。そういう意味では、(4)の方も情報の拡散の点のところにとちらかという、目を当てていただいていますし、(3)は情報のプラットフォーム拡散とは別に、広告エコシステム自体のというようなものになっています。これが直接的には特に対応していかないといけないものとして、こういう課題を取り上げているというものになるかと思います。一方でサイバーセキュリティやプライバシーは、全般にかかってくるようなお話ではあるとは思いますが、全般の対応にかかってくる場所はある一方で、最初にいきなりセキュリティとプライバシーと来ることが分かりやすいのかどうかは、構成上あるのではないかと思いますので、これをどの並べ方にするかというのは検討の余地があるようには思いました。

最後に1つございますのは、先ほど少し議論があった実態をきちんと把握できるような情報を特に専門家や、マルチステークホルダーで分析をしていけるような環境にしていて、できる限り実態に即したエコシステムの形成を促していけるようにするということは、非常に重要な取り組みとしての方針ではないかと思えます。中々、情報自体が出てこなかったりするというのもあるので、その開示をされたりするように様々なステークホルダーに働きかけをしていったりだとかも、この全体の取り組みの中では重要かと思えます。そういった情報の発信・開示・分析を継続的に行って、できる限り実態に基づいた政策であったり活動形成につなげていくことが重要ということは、ぜひどこかで強調していただければと思っております。以上です。

【宍戸座長】 貴重なご指摘、ありがとうございました。

田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】 構成について、私もクロサカ先生や落合先生からのご指摘に賛同するところがありまして、プリバンキングやデバンキングのような心理的な働きかけは、個人レベルでの働きかけというように位置づけられていまして、一定程度の必要性や効果はあるのですけれども、個人レベルのみのアプローチの限界も同時に指摘されております。従って、システムレベルでの影響というものと兼ね合いで人への影響があるということなので、順番としてプリバンキングやデバンキングはこの位置でいいのかというところはひとつ考えてもよいのかなと思えます。それに関して、プリバンキング・デバンキングは海外では結構研究されているのですけれども、日本での研究が少ないので、果たして日本に持ち込んで効果があるのかについては、まだまだ検証が足りていないという現状ですので、すぐ対応というよりはまず研究で実態把握をして、効果検証していくというところが、ステップとして入れておいた方がいいのではないかなと思いました。私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。貴重なご指摘、ありがとうございました。お話を伺っていますと、今第6章について1対応の基本的な考え方、それからまだこれから出てくる、カミングスーンである2総合的な対策とあるわけですけれども、この基本的な考え方として今書いてあることが本当に基本的な考え方になっているのか、あるいは総合的な対策として書かれることが、ただのホッチキス止めみたいな、いろいろなものをただ列挙する形になっていないのか。もしかすると3層構造でキッチリ整理した方がいいのかも含めて、今日のご議論を踏まえて、繰り返しになりますけれども、総合的な対策のメニューを考えつつ、同時に構造化をはかり、その議論の前提となる構造自体もこういうことを認識しているの

だということを、今田中先生がシステムレベルと個人レベルとおっしゃいましたことを含めて、工夫をして、今日ご発言いただいた先生方を中心に、事務局よりまたご相談差し上げたり、私自身も工夫してこの場でご議論をまたいただくということにしたいと思います。ありがとうございました。

一通り構成員の皆さままで手が挙がっている、ご発言をご希望された方はご指名させていただいたかと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

前回会合のとりまとめ骨子案に対しまして、オブザーバの皆さまからのご意見を参考資料23-1-3、とりまとめ骨子案に対するオブザーバからのご意見という形で、配布させていただいております。このうち、本日の会合でのご発言を一般社団法人新経済連盟様、そして一般社団法人MydataJapan様、2団体よりお申し出を頂いております。大変ありがたいこととございます。そこで順番にこの場で、ご発言をいただければと思います。最初に一般社団法人新経済連盟小木曾様、お願いできますでしょうか。

【一般社団法人新経済連盟（小木曾氏）】　今回、機会を頂きまして、ありがとうございます。とりまとめられたことについて、骨子案ということに対して意見を出しているの、今現段階のものということなので、また今後とりまとめ全体がされたら、それに対して当然会員企業にもきちんと諮って意見出しというのをしていきたいというように思っております。それから全体を通してですけれども、私が常に、あるいは新経済連盟として常に申し上げているのですが、ルールメイキングをする際の視点というか、大きな話として、実際の問題の所在とか立法事実とか、それに対応したピンポイントな措置になっているかどうか、有効性も含めワークするようなものになっているのか、対応コストが最小になっているか、規制対象範囲が大きくなっていないかといったことというのは、ルールメイキングする上でも当然基本中のキだと思っているので、そういうことが今回の議論においても十分になされていくということを期待しております。その観点から具体的に配布させていただいているものに基づいて説明をさせていただきます。まず1番目は本文でステークホルダーが複雑多岐なので、情報の発送・伝信・受信の全過程で、情報伝送プラットフォーム・デジタル広告エコシステム・広告仲介プラットフォームなど、いろいろな言葉が出ております。他の委員からも実態把握と影響分析の話が出ていたと思いますけれども、客観的なデータ分析あるいは学術論文なども含めて、しっかりといろいろな関係者に継続的に話を聞き議論していくべき問題であろうと思っています。特にデジタル広告については、広告の仕組み自体まだ分かってないことがたくさんあるという話もあったと思いますので、まず大前提とし

て実態把握というのが非常に重要だというように思います。それを踏まえた上で、課題の抽出とそれに対して取りうる方策としてバランスが取れているのか、自主的な取り組みをやっているところで、評価すべきところもありますし、また従来から行ってきたステークホルダーにとって、負担のあるようなものにかえてなってはいけません。また効果的な自主的取り組みが不十分であったとされるステークホルダーがいたとして、新しく取ろうとしている対策によって、より効果的な取り組みが実際に行われる結果につながるかどうかなど、多様な観点から慎重な議論・検討が必要だと思っております。今後の方針について、若干先走る感じで言いますが、法制化するというようなことは明確にはどこにも書いてないと思っておりますけれども、法制化を仮に想定しているのであれば、現時点において立法事実の内容・法制化の必要性と相当性、それからどういう義務内容が課されるのか、そしてその規制対象、規制対象となる事業者の概要など、必ずしも明確になっていないと思っておりますので、極めて慎重な議論が必要だと思っております。われわれとしては、関係者の責務規定を行うことに基づいて、政府がモニタリングをしたり、個別に関係者に一定の対応を取らせる仕組みなどを取るということを仮に考えていच्छるとすると、その制度というのは国による裁量がかなり大きなものになり、過度の介入になる可能性を秘めておると思っております。それについても、多角的な観点から事業者ともいろいろ意見交換をしながら制度設計をすべきだということに思っております。機会を頂きまして、ありがとうございました。

【宍戸座長】 小木曾さん、どうもありがとうございました。経済界から非常に貴重なご指摘を頂いたと思っております。この検討会では、デジタル空間の情報流通の健全性という観点からエコシステムの問題、またその中核となる広告の問題について議論をしてきました。おそらくこういう形で全面的な議論をするというのは、初めてのことでないかと思っております。もちろんデジタル広告市場について、デジタル市場競争本部で議論されてきたことはありますけれども、全体としての情報流通によって形成される情報空間の健全性の問題を考えるというアプローチはおそらく初めてであり、この検討会自身、非常に手探りの部分がございます。デジタル広告の問題については、この後事務局よりさらに最近の政府全体の動向等についてもご説明ありますけれども、他方でデジタル広告をただただ規制すればいいかというのと、そうではなくて、デジタル空間のエコシステムの中心にある以上、デジタル空間全体に思いも寄らぬ国民の知る権利等々を含む大きな影響をばらむものでもございます。また広告が表現の自由によって保障される部分があるということは、当然私も憲法の研究者としてよく意識するところでございます。従いまして、一般の規制にましても立法事実、それ

から目的の正当性、目的達成手段の合理性・必要性を明確にした丁寧な議論が求められること、何よりも規制が実効的であるために、事業者の皆さまによくよくご意見を伺いながら進めていく必要があることは、まだこういう場で言うのもなんですけれども、電気通信事業法の外部送信規律のときも私、大変強く意識させられたところでございます。この問題について対策メニューの中で一定の方向性を示すにしても、そこでの議論を今後、具体化していくことを含めて、ぜひ新経連様をはじめ、皆さまから厳しいご批判あるいは、こうすべきではないかという建設的なご意見も含めて頂ければとお願いをしたいと思います。

引き続きまして、一般社団法人MydataJapan太田理事、お願いいたします。

【一般社団法人MydataJapan（太田氏）】 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。先ほども発言させていただきましたが、重なる部分もあるのですが、まず今回、全体的な広い範囲での検討ということで、当初よりパーソナルデータの取り扱いについてはどこまでが範囲になるのかというところは、あまり私も分かっていない状況で参加をしておりましたが、このとりまとめの部分を見ると、パーソナルデータの流通という部分での今の実態があまり詳しく載っていないというところが改善してほしいポイントであるかなと考えております。それは先ほど発言させていただいたコンテンツの流通・お金の流通・広告の流通というところはたくさん記載はあって、それは非常に分かりやすいところもあるのですが、その裏でアテンション・エコノミーであるとかフィルターバブルといったところのもとになっているパーソナルデータの流通というところに、もう少し主眼を置いていただくべきかなと考えております。先ほど、とりまとめ素案の第6章のところ、プライバシーの部分について、意思決定の介入によるプライバシーの侵害というところもきちんと視野に入れることが重要であるというところは、非常にわれわれとしても賛同するところでありまして、この方向性というのは、非常に賛同できるのですが、具体的にどうするかというところに対して、先ほど石井先生からお話がありましたが、他のプライバシーという概念のところ、われわれの言っている先ほどのパーソナルデータの流通の部分も含めて、具体的にどうするかというところに関しては、今後総合的な対策のところから出てくるのかもしれませんが、そちらに対してはプライバシーというところの広い部分に関して、具体的にデータの収集のあり方ですとか意思決定の介入のところ、具体的にどういふ対策をすべきかというところをまとめていただければと考えております。以上です。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今後の検討会及びこの総合的なメニューの作り

方について、非常に貴重なご指摘を頂いたと思いますので、引き続きお気づきの点があれば、事務局ないしこの場で頂ければと思います。どうもありがとうございました。

それでまた例によって、私の段取りが悪くて若干時間が押しておりますが、少し12時を回る可能性がございます。お付き合いいただければと思います。重要な点がいくつかございますので、お願いいたします。まず本日とりまとめの素案全体、特に第1章から第5章までについては、貴重なご意見を頂いて大体出来上がりつつあるというように思います。それから第6章については、1のあり方、その全体の構造をしっかりと示すべきではないかということ、それから2のメニューを考える上でも、いくつか具体的なご指摘を頂きましたので、これらを踏まえて第1章から第5章まではアップデートしていただくとともに、改めまして第6章についてメニューの部分も含めまして、事務局において素案の中身をご用意いただき、次回ご提示いただくようお願いをしたいと思います。また引き続きご意見等ございます場合には、構成員の皆さま・オブザーバの皆さま、事務局までお寄せをいただきたいと思っておりますということをまず座長としてご発言申し上げた上で、次の議事にも触れさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、国民を詐欺から守るための総合対策が整備されたということでございますので、資料23-2です。事務局よりご説明をお願いいたします。

【菅野補佐】 資料23-2でございます。昨日の政府の犯罪対策会議におきまして、国民を詐欺から守るための総合対策が決定されましたので、その概要についてご説明させていただきます。

1ページ目でございます。近年SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これを悪用した犯罪の手口が急速に巧妙化・多様化しているということで、それによって引き起こされる詐欺等の被害が拡大している状況です。そういった情勢の中、変化のスピードに立ち遅れることなく対処し、国民を詐欺の被害から守るためにということで、昨日、犯罪対策閣僚会議において国民を詐欺から守るための総合対策が決定されました。

総合対策の具体的な中身ですが、デジタル空間における情報流通の健全性確保の関係を抜粋させていただきました。1「被害に遭わない」ための対策の(1)SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態に注目した対策として、SNS事業者等による実効的な広告審査等の推進をすることとされておりまして、一部、読み上げとなりますが、主なSNS事業者に対して、自社プラットフォーム上に掲載される広告の事前審査の評価等を要請する。具体的には、広告出稿前の段階として、事前審査基準の策定・公表、審査体制の整備、SNS型投資詐欺の手口実

態やなりすまされた者等からの通報により得られた情報を踏まえた広告の事前審査の強化、広告出稿者の本人確認の強化を要請する。また、流通後の広告については、広告の削除申出プロセスの整備・公表、対応体制の整備、削除申出への迅速な対応、その実施状況の公表を要請するとともに、これらの対応に関する報告を要請するとされております。また、③のなりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進においても、インターネット上に流通・拡散する偽・誤情報や、SNS上のなりすまし型偽広告への対応等について、国際的な動向を踏まえつつ、制度面も含む総合的な対策を進めるとされてございます。

最後、参考としまして、昨日の犯罪対策閣僚会議におけます岸田総理の発言を付けさせていただきます。太字のところになりますけれども、総理からは、特に国民を被害に遭わせないため、SNS事業者による実効的な広告審査や情報流通プラットフォーム対処法の速やかな施行、警察等からの通報への迅速な対応を含む偽広告の削除の推進など、偽広告への対策を抜本的に強化してくださいといったご発言がございました。事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。総理からご発言があったということでございます。本件についてですが、事実関係に限らせていただきますが、何か構成員の皆さまからご質問があればいかがでしょうか。よろしいでしょうか。報道されていることでもございますが、この国民を詐欺から守るための総合対策につきましては、本検討会でもご議論をいただいた、またそれと密接に関連する総務省の取り組みも記載をされているところでございます。またこの検討会の場で、警察庁様からヒアリングといたしますか、貴重なインプットを頂いたところでございます。従いまして、この検討会の議事、さらに言えば、デジタル空間の情報流通の健全性の観点からも、非常に重要な論点を含むものと考えております。クロサカ構成員。

【クロサカ構成員】 ごく簡単にコメントのみさせていただきます。今、宍戸座長からもご指摘頂いた通り、本検討会の取り組みということもかなり反映されているものだと思います。またこの検討会の会期中に自民党の検討が進みまして、なりすまし広告に関する提言が出ていますが、あれをそのままこの検討会として直ちに右から左にということではないと思っているものの、あそこで書かれている時間軸の考え方、緊急対策、短期・中長期くらいの区分になっているかと思いますが、この区分の仕方とそれぞれに必要な施策については、非常に腹落ちする構造になっていると思っています。総理のご発言であるとか、この犯罪対策閣僚会議でこういった言及があったということ自体が、まず緊急対策として現

行法で何かできるのかということキッチリ考えよということだというようなご指示だと思いますし、一方で、できるだけ速やかに法的な措置や立法も含めた検討も視野に入れた検討ということが必要であるということが、立法の辺りから、とりわけ自民党の皆さんからも示されているというようなことを踏まえて、この検討会としては何ができるのか、一方で慎重に考えるべきところはどこなのかということを経後のとりまとめにぜひ活かしていただければというように考えております。以上です。

【宍戸座長】 クロサカ構成員、ありがとうございます。ご発言をお願いしたわけではなかったのですが、私からすると、そういうご発言があるとうれしいなと思っていたことを言っていたなと思っております。与党においても、いろいろご議論があり、またそれも踏まえて、政府において全体の情勢を見ながら決定をされたということでございます。政府の一部局としての総務省において、この総合対策を実施することは多分お考えになっているものと拝察をしておりますが、しかし同時にこの検討会での議論にも非常に大きな影響があるものと思っております。クロサカ構成員がおっしゃいましたように、本検討会のとりまとめの中身にも跳ね返ってくるものと思っております。従いまして、座長といたしまして総務省様におかれましては、この政府の検討を受けてどのように総務省で取り組みをなされるのかについて、ある程度お考えがまとまる、あるいはアクションを起こされるといった段階で、本検討会にご報告を賜りたいと思っております。この点、事務局よろしいでしょうか。

【菅野補佐】 承知いたしました。

【宍戸座長】 よろしく願いいたします。それを承りつつ、また先ほど来出てきているとりまとめの6章の例えば総合的なメニューのあり方も変わるかと思っておりますので、それを承りたいと思います。時間が若干超過いたしました。本日予定した議事は以上となります。最後に事務局から連絡事項があれば、お願いをいたします。

【高橋係長】 次回会合の詳細につきましては、別途ご連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載いたします。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会、第23回及びワーキンググループ第28回の合同会合を閉会とさせていただきます。本日は今までの会合にも増して、密度の濃いご議論をいただいたものと思っております。若干時間が超過いたしました。大変失礼いたしました。これにて閉会といたします。

